

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250106	株式会社 大川運送 (法人番号 4400001009731) 代表者佐々木 豊秀	岩手県下閉伊郡岩 泉町大川字石立98 番地4	本社営業所	岩手県下閉伊郡岩泉町 大川字石立98番地4	輸送施設の使用停 止(80日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第4項	令和6年7月24日及び25日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、9件の違反が認められた。 (1)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」) 第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則 第7条第3項)、(3)点呼の記録義務違反【一部記録 なし】(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録義 務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5 項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第 9条の3第1項)、(6)運転者の指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)、(7)運転者の指導監督 記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)初任 運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全 規則第10条第2項)、(9)報告義務違反(法第60条 第1項)	8	8
20250127	株式会社 八戸急行 (法人番号 7420001006402) 代表者北上 幸康	青森県八戸市大字 市川町字和野前山 17番地17	本社営業所	青森県八戸市大字市川 町字和野前山17番地 17	輸送施設の使用停 止(10日車)及び文 書警告	法第17条第4項	令和6年9月26日、酒気帯び運転を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運 転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導監督義 務違反(安全規則第10条第2項)、(3)初任運転者 及び高齢運転者に対する運転適性診断受診義務 違反(安全規則第10条第2項)	1	1
20250127	有限会社 平安輸送 (法人番号 1400002007415) 代表者岩淵 常男	岩手県西磐井郡平 泉町平泉字宿41番 地16	本社営業所	岩手県西磐井郡平泉町 平泉字宿41番地16	輸送施設の使用停 止(30日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年8月22日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	3	6
20250128	有限会社 丸橋運輸 (法人番号 4410002011850) 代表者丸橋 一夫	秋田県大仙市角間 川町字元道巻58番 地	本社営業所	秋田県大仙市角間川町 字元道巻58番地	文書警告	法第17条第1項第2 号、法第17条第4項	令和6年10月29日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、4件の違反が認められた。(1)整備 管理者の選任(変更)の未届出違反(安全規則第3 条の3及び道路運送車両法第52条)、(2)運転者等 台帳の作成義務違反【未作成】(安全規則第9条の 5第1項)、(3)運転者等台帳の作成義務違反【記載 事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(4)運 転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条 第1項)	0	0

20250129	有限会社 弘永興業 (法人番号 2420002016231) 代表者武藏 弘樹	青森県弘前市大字 撫牛子2丁目4番地 22	本社営業所	青森県弘前市大字撫牛 子2丁目4番地22	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第1項 第2号	令和6年7月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20250129	遠野運送 株式会社 (法人番号 1380001013441) 代表者中野 光	福島県いわき市遠 野町根岸字石田44 番地の3	石巻営業所	宮城県石巻市北村字滝 の沢44-3	輸送施設の使用停 止(30日車)	法第17条第1項第2 号、法第17条第4項	令和6年6月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20250130	株式会社 マル効運輸 (法人番号 1410001002440) 代表者櫻庭 伸人	秋田県秋田市寺内 字大小路207番地95	本社営業所	秋田県秋田市寺内字大 小路207番地95	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和6年7月19日及び8月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出違反(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第52条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(7)報告義務違反(法第60条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。